

令和 6 年能登半島地震に伴う災害ごみの処理について

1 災害ごみの処理について

(1) 家庭から発生した多量の災害ごみの処理

『災害ごみ仮置場』（クリーンピア射水南側空地）及び野手埋立処分所で、災害ごみを受入れし（令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）、一時保管した後、ごみの種類別に再生処理業者や適正処分業者へ引き渡し、6 月までに処理・処分を行った。

持ち込み件数（累計、3 月 31 日時点）

単位：件

クリーンピア射水仮置き場	野手埋立処分所	計
5, 4 8 3	3 4 0	5, 8 2 4

※令和 6 年 4 月 1 日以降は、災害ごみ仮置場において、被災家屋等の公費解体に伴う片づけごみ、解体ごみの受入れを行っている。

片付けごみ（災害ごみ）の処理実績

種類		処理実績 (単位：トン)	備考
災害ごみ	可燃物	1 1 9. 0 7	クリーンピア射水に直接搬入 焼却処理
	コンクリート・ブロック塀等	4 3 3. 6 7	野手埋立処分所に直接搬入 埋立処分
	木くず	1 2. 3 5	再生利用（チップ化）
	不燃物	9 6. 7 6	破碎・選別後、再資源化、焼却処理、 埋立処分
	瓦	1 0. 6 4	再生利用（砕石化）
	コンクリート等	3, 4 4 9. 0 9	再生利用（砕石化）
	アスベスト含有不明廃棄物	6 5. 0 1	埋立処分
	小型家電	1 0. 5 3	破碎・選別後、再資源化
合計		4, 1 9 7. 1 2	

※家電リサイクル対象品 4 家電（災害ごみ）の処理実績…1,745 台（テレビ 1,332 台、エアコン 22 台、冷蔵庫 236 台、洗濯機 155 台）

2 被災家屋等の公費解体について

(1) 概要

令和6年能登半島地震により被災した家屋等について所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行うもの。【公費解体】

また、当制度の実施決定前にご自身で被災家屋等を解体及び撤去をした工事費用の償還するもの。【自費解体】

(2) 対象となる被災家屋等

罹災証明等により「半壊」以上の判定を受けた住家等や事業所等

(3) 申請受付期間

令和6年3月18日から令和6年12月27日まで

(4) 申請受付件数(11月末時点)

- ・公費解体 74件（住家42件、非住家32件）
- ・自費解体 14件（住家3件、非住家11件）

公費解体に伴う解体ごみ及び片づけごみの発生見込み

種類		発生見込み (単位：トン)	備考
災害ごみ	木くず	1, 485	解体ごみ
	コンクリート等	3, 289	解体ごみ
	瓦	576	解体ごみ
	廃プラスチック類	4	解体ごみ
	金属くず	115	解体ごみ
	ガラス、陶磁器くず	19	解体ごみ
	混合廃棄物	221	解体ごみ
	廃石膏ボード	96	解体ごみ
	畳	40	解体ごみ
	可燃物	129.97	解体ごみ、片付けごみ
	小型家電	8.94	解体ごみ、片付けごみ
合計		5983.91	

※公費解体に伴う災害ごみ（家電リサイクル対象4家電）の発生見込み…630台（テレビ180台、エアコン270台、冷蔵庫90台、洗濯機90台）